

来院される患者さん・ご家族のかたへ

院内暴力等への対応について

医療機関が患者の皆様安心して療養環境を提供し、職員も安心して働くことのできる環境を整えることは、質の高い医療サービスを提供する上で重要です。

患者の皆様には、病院が適切で最善の医療を提供するために、病院の規則を守っていただく責務があります。

当院では、院内（敷地内）において、患者さんや職員等に対する暴力等によって、下記のような安全が脅かされる状況や相互の信頼関係が成立しない時には、診療の拒否及び中止、所轄警察署への通報、院内（敷地内）からの退去を命じる場合があります。

記

1. 職員及び患者等への暴力、暴言、わいせつ行為等の周囲に迷惑を及ぼす行為、職員の業務を妨げる行為
2. 理由のない長時間の在員（注意しても退去しない場合）
3. 診療妨害、迷惑または危険と思われる行為
4. 危険物を持ち込んだ場合
5. 飲酒及び敷地内喫煙等の療養生活上のルールに反する行為
6. その他、社会生活の公序良俗に反する行為

雄勝中央病院 院長